

四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第14号

四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和53年四日市市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第9条第3項及び第8項（法第10条第4項、第45条第2項、第88条第1項、第2項及び第3項、第90条第3項並びに第90条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第46条第1項（法第68条の7第3項において準用する場合を含む。）、<u>法第48条第15項</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）、法第72条第1項（法第74条第2項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。）並びに四日市市特別工業地区建築条例（昭和49年四日市市条例第13号）第7条に規定する公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第9条第3項及び第8項（法第10条第4項、第45条第2項、第88条第1項、第2項及び第3項、第90条第3項並びに第90条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第46条第1項（法第68条の7第3項において準用する場合を含む。）、<u>法第48条第14項</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）、法第72条第1項（法第74条第2項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。）並びに四日市市特別工業地区建築条例（昭和49年四日市市条例第13号）第7条に規定する公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)